

佐久市訓令第7号

本庁内部部課

出先機関

「佐久市職員旧姓使用取扱規程の一部を改正する規程」

を別紙のとおり定める。

令和8年9月30日

佐久市長 柳田清二

佐久市職員旧姓使用取扱規程の一部を改正する規程

佐久市職員旧姓使用取扱規程（平成30年佐久市訓令第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1の3に次のように加える。

（23）寒冷地手当に係る住居申告書

附 則

この規程は、令和8年11月1日から施行する。